

地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する  
意見の処理について 【地方交付税法第17条の4】

## 1 意見の提出数(平成27年8月以降)

502件(都道府県分295、市町村分207)

うち今回意見を処理するもの

補正係数等(省令事項)に係る意見数 277件 (都道府県分129、市町村分148)  
(同様な意見を1項目として数えると 173項目 (都道府県分96、市町村分77))

その他、単位費用等(法律事項)に係る意見(225件、79項目)については、本年2月に処理済

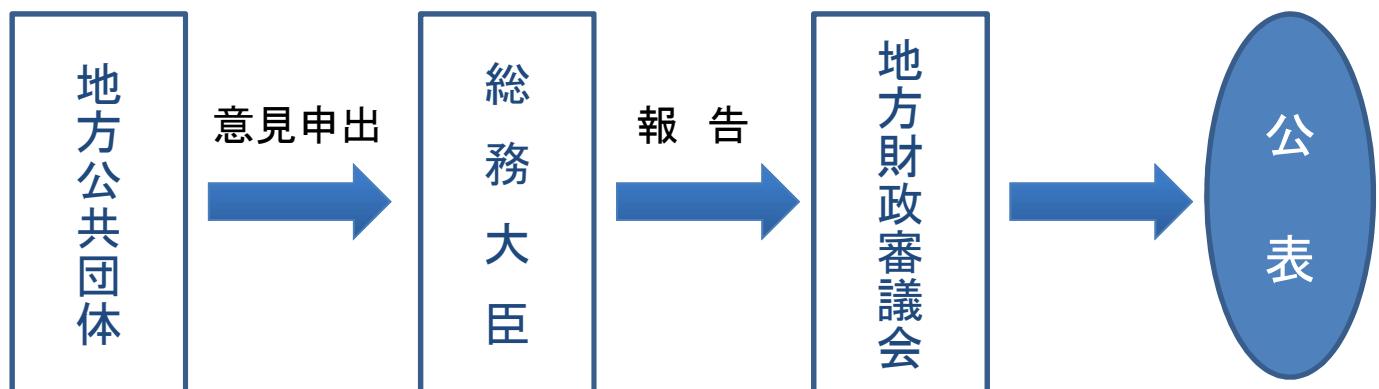
## 2 省令事項に係る意見の処理について

173項目のうち45項目(別紙の「処理状況」欄に※を付したもの)について意見の趣旨を踏まえ算定方法の改正等を行う。

【意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等を行う主な例】

- 国勢調査等の結果を踏まえた被災団体に対する特例措置 (5団体)
- 国勢調査の結果を踏まえた人口急減補正の拡充 (10団体)
- 地域の元気創造事業費における職員数削減率の算定方法の見直し (5団体)

## 地方公共団体の意見申出制度(交付税法第17条の4)の概要



(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

平成 12 年度以降の意見の処理状況は下表のとおりである。

年 度	区 分	提出件数	提出項目数	採用項目数
平成 12 年度	補正係数等 (省令事項)	103	60	14
平成 13 年度	単位費用等 (法律事項)	157	103	33
	補正係数等 (省令事項)	282	183	32
平成 14 年度	単位費用等 (法律事項)	167	116	31
	補正係数等 (省令事項)	232	165	31
平成 15 年度	単位費用等 (法律事項)	137	93	39
	補正係数等 (省令事項)	222	146	34
平成 16 年度	単位費用等 (法律事項)	145	88	41
	補正係数等 (省令事項)	150	106	29
平成 17 年度	単位費用等 (法律事項)	156	98	36
	補正係数等 (省令事項)	144	86	24
平成 18 年度	単位費用等 (法律事項)	198	88	25
	補正係数等 (省令事項)	124	97	28
平成 19 年度	単位費用等 (法律事項)	241	128	59
	補正係数等 (省令事項)	177	111	30
平成 20 年度	単位費用等 (法律事項)	172	79	18
	補正係数等 (省令事項)	212	114	31
平成 21 年度	単位費用等 (法律事項)	181	70	27
	補正係数等 (省令事項)	161	100	20
平成 22 年度	単位費用等 (法律事項)	171	81	27
	補正係数等 (省令事項)	149	98	13
平成 23 年度	単位費用等 (法律事項)	214	76	27
	補正係数等 (省令事項)	152	111	25
平成 24 年度	単位費用等 (法律事項)	181	62	23
	補正係数等 (省令事項)	183	129	31
平成 25 年度	単位費用等 (法律事項)	175	58	16
	補正係数等 (省令事項)	196	132	32
平成 26 年度	単位費用等 (法律事項)	318	92	40
	補正係数等 (省令事項)	291	146	55
平成 27 年度	単位費用等 (法律事項)	251	111	76
	補正係数等 (省令事項)	262	144	42
平成 28 年度	単位費用等 (法律事項)	225	79	45
	補正係数等 (省令事項)	277	173	45

## 地方交付税法第17条の4に基づく意見の一覧(省令事項)

平成28年7月

「処理状況」欄の※は、意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等(一部採用を含む)を行うこととしたものを示す。

## 都道府県分

## ○基準財政需要額に係るもの

費目	提出団体	内 容	処理状況
総括的事項	東京都	大都市特有の財政需要の反映	※
	神奈川県	大都市圏特有の財政需要の反映	※
	北海道	留保財源率の引下げによる地域間格差是正策の充実・強化及び地方法人課税の偏在是正措置に対応した基準財政需要額の算定	
	茨城県	地域手当にかかる補正係数の見直し等	
	神奈川県	普通態容補正の共通係数における地域間の給与差の適正な反映	
		段階補正係数における過度な財源調整の見直し	
	山梨県	都道府県人口を測定単位とする費目の段階補正係数算出方法の明確化	
	北海道	寒冷補正の堅持及び充実	※
	鳥取県	地域の実情に配慮した補正の導入	※
	福島県	国勢調査等に係る算定の特例措置	※
道路橋りょう費	北海道	北海道特例補助率に伴う割落率の廃止	
	山形県	寒冷補正における補正率の見直し	
	茨城県	投資補正における算定期合の見直し	
	奈良県	投資補正係数の設定方法の見直し	
	沖縄県	投資補正係数の算定期における割落の廃止	
河川費	富山県	発電水利使用料の控除の廃止	
	大分県	土砂災害防止法に基づく基礎調査にかかる地方負担額の適切な反映	
高等学校費	福島県	東日本大震災に係る教育関係費の特例率の適用の継続	※
	沖縄県	高等学校の空調施設に係る維持管理費の交付税措置	
社会福祉費	神奈川県	子ども・子育て支援新制度に係る基準財政需要額の適切な算定	※
	宮崎県	補正係数への「合計特殊出生率」の追加	
衛生費	山形県	都道府県立病院会計への繰出金に係る密度補正Ⅱの現行の算定期の継続	※
	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金に係る密度補正係数の見直し	
	奈良県	公立病院の運営費にかかる算定期(病床数)の見直しに伴う激変緩和措置	
		密度補正Ⅰ(人口密度の大小による保健所数の過増を勘案)の廃止	
	沖縄県	都道府県が設置している診療所に要する財政措置	
高齢者保健福祉費	神奈川県	社会保障の充実に係る経費の適正な算定	※
	鳥取県	地域医療介護総合確保基金事業への交付税措置額算定期の見直し (基金の配分実績に応じた算定期の導入)	
	島根県		
農業行政費	北海道 大分県	中山間地域等直接支払交付金制度に係る地方負担額の適切な反映	
	宮崎県 鹿児島県	畜産行政に係る補正の見直し	

費　目	提出団体	内　　容	処理状況
地域振興費	青森県 秋田県 山形県 和歌山県 山口県 高知県 長崎県 大分県 宮崎県	人口急減補正の適用	※
	鳥取県	地域振興費に一括算入される人口急減補正への段階補正の反映 人口急減補正の積み増し	※
	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	※
	兵庫県	外国青年招致事業に要する経費の適切な算入	
	長崎県	離島や過疎地域等条件不利地域への適切な配慮	
	青森県 和歌山県	投資補正係数における公的固定資本形成に係る補正の堅持	※
	鳥取県 島根県	投資補正係数における公的固定資本形成に係る補正の充実	
	富山県	新幹線鉄道整備事業に係る地方債の元利償還金に対する事業費補正の見直し	
	香川県	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への出資金に係る地方債の元利償還金に対する事業費補正の新設	
	鹿児島県	地域振興費等における財政力補正係数の算出	
地域経済・雇用対策費	鳥取県 島根県 高知県	算定方法の継続	※
	鳥取県	リーマンショックから回復していない地方部への配慮について	
地域の元気創造事業費	茨城県 鳥取県	職員数削減率の算定方法の見直し (公営企業職員・病院職員の除外)	※
	千葉県 石川県 兵庫県	職員数削減率の算定方法の見直し (教育・警察職員を増分だけでなく法定職員数も除外)	
	千葉県	ラスパイレス指数の算定方法の見直し(実際の給与支給実態を踏まえること)	
	石川県	ラスパイレス指数の算定方法の見直し(使用しないこと)	
	千葉県 東京都 神奈川県	人件費削減率の算定方法の見直し	
	千葉県 東京都 神奈川県	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	
	茨城県	地方債残高削減率の算定方法の見直し	
	新潟県	地方債残高削減率の廃止	

費目	提出団体	内 容	処理状況
地域の元気創造事業費 (続き)	千葉県 新潟県	段階補正の見直し	
	長野県	地域経済活性化に関する指標の算定方法の見直し(絶対値での評価)	
	千葉県	地域経済活性化に関する指標の見直し(外部要因で変動する指標の廃止)	
	奈良県	地域経済活性化に関する指標の見直し(一人当たり県民所得の指標の廃止)	
		地域経済活性化に関する指標の見直し(開業率の指標への変更)	
		取組の必要度の創設	
		指標のウェイトの均等化	
	北海道 青森県	行革努力による算定の維持	※
	奈良県	行革努力分の配分額の充実	
	鳥取県	行革努力分の適正な配分への見直し	
人口減少等特別対策事業費	東京都	取組の必要度分の算定方法の見直し(将来の人口減少等への備えに対する財政需要の反映)	
	鹿児島県 沖縄県	取組の必要度分の算定方法の見直し(財政状況に応じた指標の追加)	
	奈良県	取組の必要度分の算定方法の見直し(過疎市町村面積比率の追加)	
	沖縄県	取組の必要度分の算定方法の見直し(人口増加団体への配慮)	
	秋田県 鹿児島県	取組の必要度分の算定方法の見直し(人口増加団体の補正係数の割落とし)	
	鹿児島県	取組の必要度分の指標のウェイトの見直し	
	福井県	取組の成果分の算定方法の見直し(高水準維持の反映)	
	滋賀県	取組の成果分の算定方法の見直し(人口増減率のウェイトの引下げ)	
		取組の成果分の算定方法の見直し(自県大学進学率者割合の指標への追加)	
	富山県	取組の成果分の算定方法の見直し(指標の増減前水準を考慮した算定)	
	鳥取県 島根県	取組の成果分の算定方法の見直し(自然増減率を指標から削除)	
	滋賀県 鳥取県 島根県	取組の成果分の算定方法の見直し(合計特殊出生率の指標への追加)	
	宮城県	取組の必要度分及び取組の成果分の算定方法の見直し(震災前の指標の数値の使用)	
	神奈川県	取組の必要度分及び取組の成果分の算定方法の見直し(合計特殊出生率の指標への追加)	
	千葉県	段階補正係数の差の縮小	
	新潟県	段階補正の廃止	
	青森県	配分額の見直し(条件不利地域や財政力の弱い団体への配慮)	
	石川県	配分額の見直し(取組の必要度から成果に配分額をシフトすること)	
	和歌山県	配分額の見直し(新たな成果枠を設けないこと)	※
	山口県	配分額の見直し(「取組の必要度」への手厚い配分)	※
	香川県	配分額の見直し(必要度と成果の配分額を1:1にすること)	

費　目	提出団体	内　　容	処理状況
公債費	栃木県 群馬県 福井県 山梨県 大阪府 岡山県 長崎県	満期一括償還地方債に係る交付税措置について	
包括算定経費	茨城県 長野県 滋賀県 鳥取県 島根県	湖沼の種別補正における係数の見直し	
	鳥取県	包括算定経費の算定における地方部への配慮	※
臨時財政対策債	青森県 山形県 鹿児島県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法(財源不足額基礎方式)における財政力による補正について	※
	茨城県 千葉県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し(財政力による補正の平準化)	
	埼玉県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法における「財政力補正」の見直し	
	石川県	臨時財政対策債の算定方法の見直し(財政規模の小さい団体への配慮)	
	神奈川県 静岡県 京都府 大阪府	地方財源不足の解消に係る抜本的な見直し	
	愛知県	臨時財政対策債の算出における財政力を用いた係数による抜本的な見直し	
	兵庫県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し(財政力によって遞増する補正の見直し)	
	鳥取県 島根県	臨時財政対策債の算定方法の見直し	

○基準財政収入額に係るもの

税　目	提出団体	内　　容	処理状況
所得割	茨城県 千葉県 石川県 静岡県 京都府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県	道府県民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	※
	兵庫県	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補填措置	
法人関係税	埼玉県	地方税の還付加算金を踏まえた算定方式の変更	

## 市町村分

### ○基準財政需要額に係るもの

費目	提出団体	内 容	処理状況
総括的事項	北海道札幌市	地方法人税創設に伴う市町村民税法人税割の減収分の取扱い	
	神奈川県横浜市	法人住民税の国税化(地方法人税)の創設に伴う交付税算定の変更について	
	大阪府大阪市	地方法人税創設に伴う法人税割減収額の基準財政収入額への適切な算定について	
	宮城県 宮城県石巻市 宮城県気仙沼市 宮城県南三陸町	平成22年国調人口から平成27年国調人口に置き換わることにより、人口が大幅に減少する特定被災地方公共団体に対する特例措置	※
	沖縄県	段階補正の見直し(離島等小規模町村の段階補正の復元)	
	和歌山県 徳島県	段階補正の存続及び適正水準の確保	※
	大阪府大阪市	標準報酬制への移行に伴う共済組合負担金の適切な算定	
	東京都八王子市	トップランナー方式及び基準財政収入額の捕捉微収率見直しの変更	
	北海道二七町	寒冷補正(給与差)の決定方法の変更	
	消防費	消防費に係る密度補正の見直し	
下水道費	鳥取県境港市	高資本費対策に係る地方公営企業繰出基準による公費負担額の一部の経過年数の撤廃	
小・中学校費	北海道中標津町	スクールバスの運行経費に要する補正係数の充実	
	青森県 青森県中泊町 宮城県涌谷町 福島県南会津町 石川県志賀町 兵庫県南あわじ市	スクールバス運行経費の適切な算定について	※
	沖縄県	準要保護児童生徒数の普通交付税への算入	
	沖縄県那覇市		
	宮城県南三陸町	市町村立幼稚園に係る経費の測定単位の見直し	
	愛知県豊橋市	市立特別支援学校の施設整備に伴う地方債元利償還金に係る事業費補正の新設	
	長崎県	文化財の保護に要する経費の特別交付税措置から普通交付税措置への変更	
生活保護費	大阪府堺市	市町村特別支援学校に要する経費の充実	
	神奈川県川崎市	実績を反映させた単価の設定	※
	大阪府大阪市	生活保護費(医療扶助)におけるレセプト件数を用いた密度補正への変更 生活保護費における扶助費の全額算入	※
社会福祉費	大阪府大阪市	児童扶養手当の適実な算入	※

費　目	提出団体	内　　容	処理状況
保健衛生費	北海道帯広市	看護師養成に係る補正係数の拡充	※
	青森県	密度補正Ⅰにおける公立診療所運営経費の見直し	
	青森県つがる市	密度補正における診療所運営経費の見直し及び削減病床数特例措置の見直し	
	東京都東村山市	一部事務組合が運営する救急告示病院数の計上方法	
	大阪府豊能町 大阪府能勢町 大阪府千早赤阪村 島根県 島根県松江市 長崎県	上水道事業に統合した簡易水道事業に係る交付税措置の継続	※
	兵庫県	公立病院の新設・建替等に対する交付税措置	
	長崎県	有料診療所に要する経費の普通交付税措置の拡大	
	大阪府大阪市 兵庫県尼崎市	老人医療費(後期高齢者医療事業会計等に係るもの)の単価差を反映する密度補正の新設 社会保障の充実分に係る基準財政需要額への適切な算定について (介護保険及び後期高齢者医療の低所得者向け対策)	※
清掃費	京都府京都市	観光地特有の財政需要を反映させるための補正係数の見直し	
地域振興費	北海道北斗市 福島県いわき市 京都府綾部市 大分県玖珠町 鹿児島県鹿屋市	密度補正Ⅲにおける外国青年招致人員の算定対象範囲の拡大	※
	島根県松江市	「集落支援員」及び「地域おこし協力隊」の普通交付税措置について	
	愛媛県今治市	地域振興費(人口)の普通態容補正Ⅲにおける属島補正に準じた「準属島人口に係る補正」の創設	※
	高知県	人口急減補正の継続	※
	長崎県	人口急減補正の拡充	※
	大阪府大阪市	基準財政収入額からの事業所税の除外又は事業所税見合いの基準財政需要額の算入方法の明示	
	北海道 高知県	算定方法の継続	※
	奈良県明日香村	第一次産業従業者数の追加	
	北海道滝川市 東京都八王子市 大阪府大阪市 奈良県奈良市 奈良県御所市 奈良県奈良市 奈良県御所市 奈良県香芝市 鳥取県米子市 奈良県 高知県 長崎県 島根県大田市 大分県中津町 大分県豊後大野市 鹿児島県屋久島町	職員数削減率の算定方法の見直し(保育士職員数の除外) 地域経済活性化指標の見直し 段階補正係数の縮小 ラスパイレス指数の算定方法の見直し(諸手当などの反映) 人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し (土地開発公社等の解散に係る経費の除外) 地方債残高削減率の算定方法の見直し (第三セクター等改革推進債の除外) 職員数削減率、人件費削減率の算定方法の見直し 地方債残高削減率の算定方法の見直し(病院事業一般会計出資債の除外) 人件費を除く経常的経費削減率、地方債残高削減率の算定方法の見直し 地域経済活性化指標の見直し(入湯客数の指標への追加) 職員数削減率の算定方法の見直し(病院職員数の除外) 地方債残高削減率の算定方法の見直し	

費　目	提出団体	内　　容	処理状況
人口減少等特別対策事業費	千葉県流山市	配分額の見直し（経常態容補正の必要度分と成果分のウェイトの見直し）	
	和歌山県	配分額の見直し（「取組みの成果」への段階的移行）	※
	岡山县西粟倉村	取組の必要度分の算定方法の見直し（有効求人倍率の算定方法の見直し）	
	長崎県 熊本県熊本市	取組の成果分の算定方法の見直し（「合計特殊出生率」の指標への追加）	
公債費	千葉県千葉市	市場公募都市の発行の実態に即した「種別補正係数の算定の基礎となる償還条件」等の見直し	
臨時財政対策債	北海道札幌市	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し	
	栃木県宇都宮市 東京都八王子市	中核市・特例市における臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	
	神奈川県平塚市 神奈川県小田原市	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の改善	
	東京都国立市	臨時財政対策債の廃止及び交付税率の引上げ	
	大阪府大阪市	臨時財政対策債発行可能額の算出方法（大きな影響の出る団体への配慮）	
	広島県広島市	臨時財政対策債発行可能額算定上における政令指定都市の取扱い（政令指定都市のみ適用される算出式の廃止・振替率の緩和）	
	富山県南砺市	合併に伴う行政区域の広域化に応じた補正の見直し	※
合併算定替	滋賀県	図書館に要する経費の人口密度補正の新設	
	滋賀県甲賀市	図書館に要する経費の旧市町村数又は図書館数に応じた経常態容補正の新設	
	兵庫県	人口密度補正の拡充、新設	※
	島根県 島根県全市町村	給食センターに要する経費の人口密度補正の新設	
	島根県 島根県全市町村	公民館に要する経費の旧市町村数に応じた経常態容補正の新設	
	愛媛県	徴税職員に係る人口密度補正の拡充	※
		保健センターに要する経費等に係る保健センター数に応じた経常態容補正の新設	※
	長崎県	合併算定替に変わる新たな財政支援措置の着実な実施	※
	長崎県長崎市	市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しの確実な実行と地方の実情の適切な反映	※

○基準財政収入額に係るもの

税　目	提出団体	内　　容	処理状況
所得割	北海道小樽市 北海道帯広市 北海道登別市 千葉県千葉市 神奈川県横須賀市 神奈川県平塚市 山口県下松市 熊本県熊本市	市町村民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	※
	愛知県	市町村民税所得割の寄附金税額控除における精算制度の導入	※
	奈良県	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補填措置	
	軽自動車税	軽自動車税のうち「もっぱら雪上を走行するもの」等に係る基準税率	

# 東日本大震災の被災団体に係る人口の特例

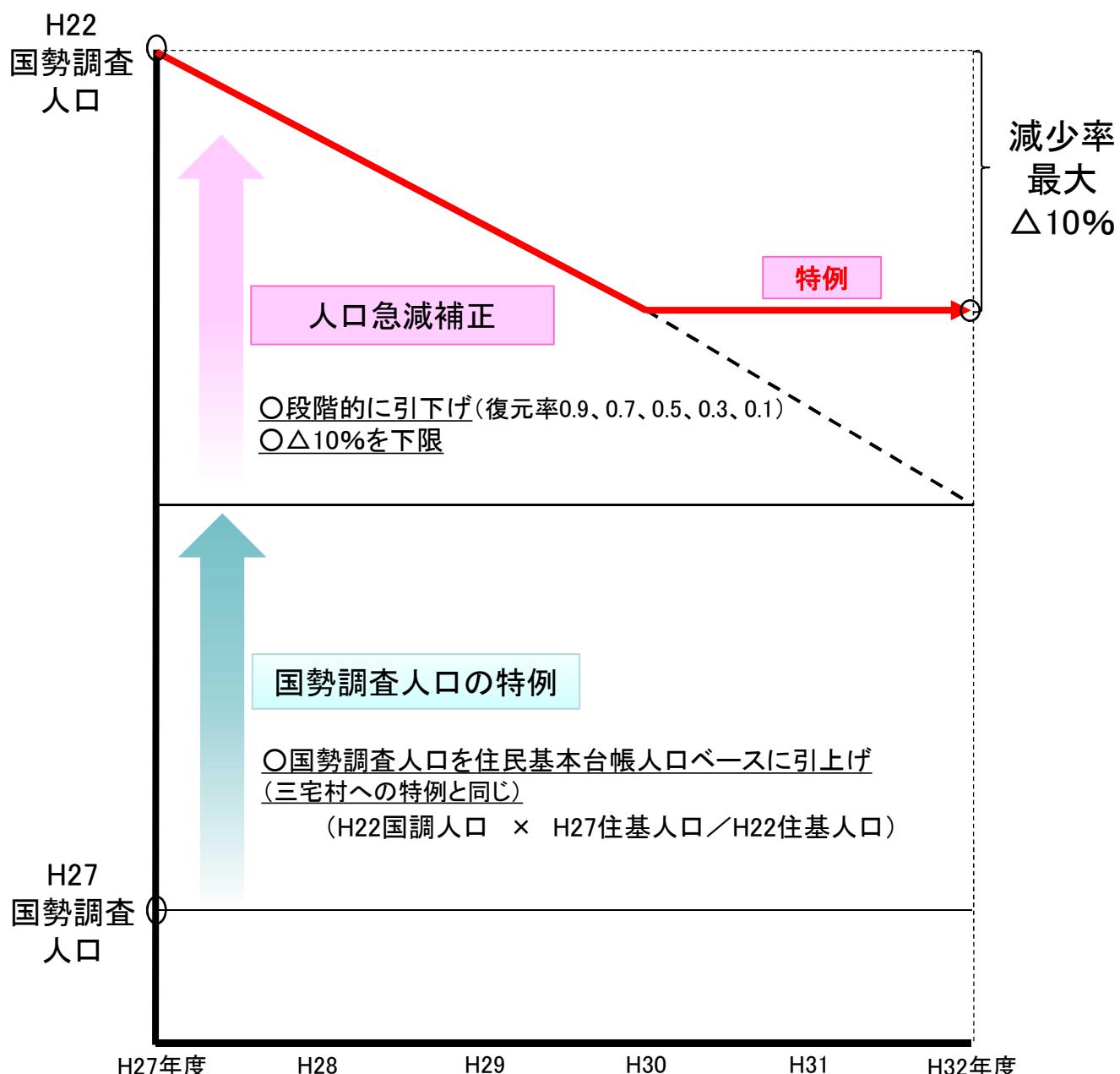
## 〔対象団体〕原発被災団体※1、津波被災団体※2及び福島県

※1 原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部長指示により、「避難指示区域」又は「緊急時避難準備区域」に指定されたことのある区域をその区域に含む市町村。

※2 特定被災地方公共団体のうち、「特定被災地方公共団体及び特定被災区域の指定基準」(平成23年8月内閣府公表)において、津波被災の要件に該当する岩手県、宮城県又は福島県の市町村。また、H27年国勢調査人口が増加している市町村を除く。

### 〔特例の概要〕

- 平成22年国勢調査人口に住民基本台帳人口の伸率(H27/H22)を乗じた人口を算定に用いる(過去の三宅村への特例と同様)。
- 人口減少率は最大でマイナス10%に留める。
- 他地域の団体にも適用される人口急減補正を適用する。

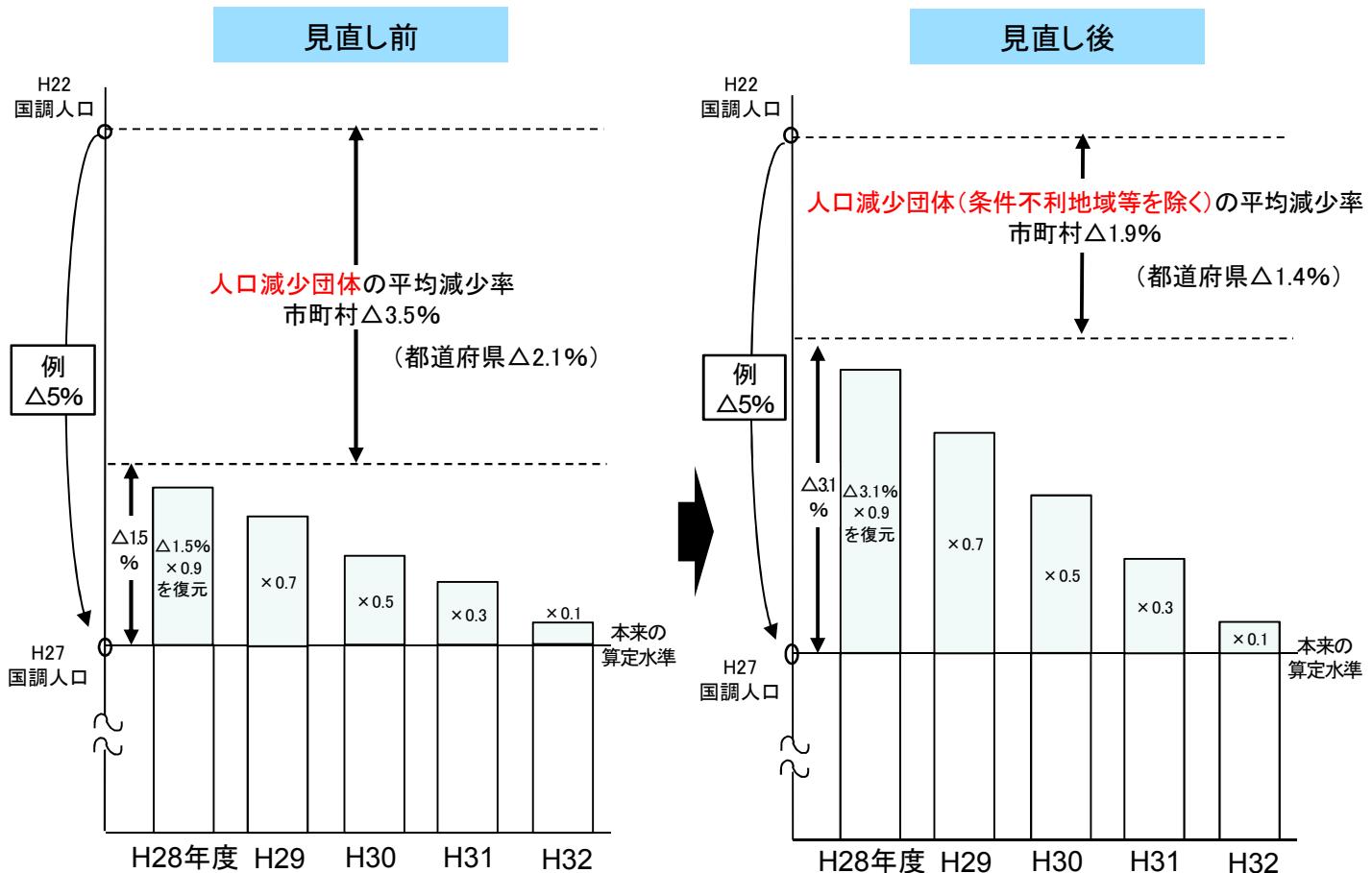


# 普通交付税における人口急減補正の拡充

平成28年度の交付税算定から平成27年国勢調査人口を用いることに伴い、人口減少団体の交付税が急激に減少しないようにするための措置(人口急減補正)を拡充。

<対象となる人口減少率の考え方を見直し>

人口減少団体の平均減少率→人口減少団体(条件不利地域等を除く)の平均減少率



# 地域の元気創造事業費

## 基本的な考え方

- 普通交付税において、通常の算定に加えて、各地方公共団体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定

## 平成28年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	225億円程度	975億円程度
市町村分	2,250億円程度	675億円程度	2,925億円程度
計	3,000億円程度	900億円程度	3,900億円程度

## 算定方法

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times (\text{経常態容補正 I} + \text{経常態容補正 II})$$

[道府県: 950円 市町村: 2,530円]

### 《行革努力分》

$$\text{経常態容補正 I} = (0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times \alpha$$

- A : 職員数削減率  
B : ラスパイレス指数（前年度）  
C : ラスパイレス指数（直近5か年平均）  
D : 人件費削減率  
E : 人件費を除く経常的経費削減率  
F : 地方債残高削減率  
 $\alpha$  : 算定額を総額に合わせつけるための率

} 各団体の削減率と全国の削減率との差（ラスパイレス指数については、指数100との差）に応じて割増し又は割落し

(注1) 地方債残高削減率については、臨時財政対策債、災害復旧事業債等を除外

(注2) 削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出  
(例) 職員数削減率: H5～H9の平均職員数とH23～H27の平均職員数により算出

(注3) 職員数削減率を算出する際の職員数について、地方公営企業（水道・交通・病院事業）の職員数にあっては、料金収入割合（費用に占める料金収入の割合）に応じた職員数を除外

### 《経済活性化分》

$$\text{経常態容補正 II} = (0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.1125J + 0.1125K + 0.1125L + 0.1125M + 0.05N + 0.05O) \times \beta$$

- G : 第一次産業産出額（道府県）・農業産出額（市町村）  
H : 製造品出荷額  
I : 小売業年間商品販売額  
J : 若年者就業率  
K : 女性就業率  
L : 従業者数  
M : 事業所数  
N : 延べ宿泊数（道府県）・転入者人口比率（市町村）  
O : 一人当たり県民所得（道府県）・一人当たり地方税収（市町村）  
 $\beta$  : 算定額を総額に合わせつけるための率

} 各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増し

(注) 毎年度公表される統計を用いる指標は3か年平均の伸び率を、その他の指標は直近の伸び率を用いる。